

令和 7 年度福島県一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度福島県一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,051,032千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,288,849,794千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加・変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 国 庫 支 出 金		206,011,361	2,198,869	208,210,230
	1 国 庫 負 担 金	39,932,293	1,656	39,933,949
	2 国 庫 補 助 金	162,429,571	2,166,378	164,595,949
	3 委 託 金	3,649,497	30,835	3,680,332
12 繰 入 金		128,421,290	△184,237	128,237,053
	2 基 金 繰 入 金	127,695,365	△184,237	127,511,128
14 諸 収 入		130,602,811	5,000,000	135,602,811
	4 貸 付 金 元 利 収 入	117,310,434	5,000,000	122,310,434
15 県 債		156,988,567	36,400	157,024,967
	1 県 債	156,988,567	36,400	157,024,967
歳 入 合 計		1,281,798,762	7,051,032	1,288,849,794

歳 出				
(単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		107,272,462	30,835	107,303,297
	8 統 計 調 査 費	1,503,400	30,835	1,534,235
3 民 生 費		143,398,026	53,600	143,451,626
	1 社 会 福 祉 費	101,311,846	51,400	101,363,246
	3 生 活 保 護 費	3,678,463	2,200	3,680,663
4 衛 生 費		45,535,364	389,764	45,925,128
	1 公 衆 衛 生 費	10,692,603	3,961	10,696,564
	4 医 薬 費	22,151,103	385,803	22,536,906
7 商 工 費		145,560,156	5,631,686	151,191,842
	1 商 工 業 費	141,680,345	5,631,686	147,312,031
8 土 木 費		202,821,004	75,000	202,896,004
	3 河 川 海 岸 費	46,992,902	75,000	47,067,902
10 教 育 費		221,402,852	869,013	222,271,865
	1 教 育 総 務 費	34,786,792	290,781	35,077,573

	4 高 等 学 校 費	45,858,406	561,199	46,419,605
	7 保 健 体 育 費	1,549,614	14,549	1,564,163
	8 大 学 費	22,034,848	2,484	22,037,332
11 災 害 復 旧 費		8,799,964	1,134	8,801,098
	4 社会福祉施設災害復旧費	0	1,134	1,134
歳 出 合 計		1,281,798,762	7,051,032	1,288,849,794

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳 出

第 2 表 債務負担行為補正

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
緊急経済対策資金（関税対策特別資金）損失補償	令和 7 年 度 か ら 令和 19 年 度 ま で	1,200,000

第 3 表 地 方 債 補 正

(1) 追 加

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
会 津 大 学 費	800	1 借 入 方 法 普通貸借又は債券発行（他の地方公 共同体との共同発行を含む。） 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借 入 資 金 政府資金その他	年10%以内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率）	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮 し、又は借換えをすることができるものとし る。
児 童 福 祉 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	300			
計	1,100			

(2) 変 更

(単位千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
緊急砂防等災害関連費	4,800	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行（他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。） 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 （た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率）	起債日から35年以内（据 置期間を含む。）の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただ し、県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。	40,100	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行（他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。） 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 （た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率）	起債日から35年以内（据 置期間を含む。）の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただ し、県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。
計	119,485,567				119,520,867			